

《最終更新日：平成 20 年 10 月 15 日》
《作成日：平成 20 年 2 月 5 日》

農薬ジクロロボスの概要について

- 用途：殺虫剤（有機リン系）
農薬として野菜、果樹等に使用される。
 - 国内登録の有無：
日本において農薬登録がある。
毒物及び劇物取締法の劇物に指定されている。
国内流通量は、平成 18 農薬年度（平成 17 年 10 月～平成 18 年 9 月）では、
本成分を含む農薬の出荷量は、くん煙剤が 49 トン、くん蒸剤が 33 トン、乳
剤が 427 トン。（農薬要覧 2007）
 - 国内外での残留基準設定状況：
Codex（国際機関）、米国、豪州等で残留基準が設定されている。
日本においては、米（玄米）(0.2ppm)、きゅうり（ガーキンを含む）(0.2ppm)、
りんご(0.1ppm)等に残留基準が設定されているほか、ポジティブリスト制度
導入に際して、Codex、米国、豪州における基準を参考に、畜産物等（牛の筋
肉、乳等）に暫定基準が設定されている。
 - 海外での評価状況、一日摂取許容量（ADI※1）等：
JMPR（国際機関） ADI：0.004 mg/kg 体重/日
※1 毎日一生食べ続けても健康に悪影響が生じないと推定される量。

米国 cRfD（慢性参照量※2）：0.0005 mg/kg 体重/日
※2 慢性参照用量とは、米国で ADI と同意で用いられる用語。
ARfD（急性参照量※3）：0.008 mg/kg 体重/日
※3 24 時間又はそれより短時間の経口摂取により健康に悪影響を示さないと
推定される量。
- （注）上記の用途のほか、ジクロロボスは動物用医薬品及び医薬品として承認
されている。（馬用の寄生虫駆除剤、畜・鶏舎などの害虫駆除剤（ハエ、カ）、
家庭用殺虫剤（ゴキブリ、ハエ等）など）